

保険医療機関
保険薬局

指定申請書

※番号			
医療機関（薬局）コード（更新による申請の場合には現在のコードを記載してください。）			
① 病院・診療所・薬局	(フリガナ) 名称	〇〇〇クリニック	
	所在地	〒 330-00XX さいたま市浦和区口△1-1-1 〇〇ビル×階	
② 管理者・管理薬剤師	(フリガナ) 氏名	(氏) カントウ	(名) タロウ
	氏名	関 東	太 郎
③ 診療科名	保険医・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	玉 歯 第 XXXX 号
	小児科、内科、耳鼻咽喉科	主たる診療科から記載してください	管轄変更申請中の場合は変更前の登録記号番号を記入してくだ
④ 開設者（法人の場合は、代表者）	医師・歯科医師・保険医 薬剤師・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	玉 歯 第 XXXX 号
	有・無	該当する法律名 内 容	年 月 日
⑤ 健康保険法第65条第3項第1号、第3号から第5号のいずれか（指定欠格事由）に該当	有・無	記載上の注意をご覧ください	年 月 日
⑥ 医療法第30条の11の規定による勧告	有・無	勸告年月日	年 月 日
⑦ 指定に係る病床種別ごとの病床数等	19床	(うち、一般病床 19床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床 (個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))	

上記のとおり申請します。
平成 XX年 XX月 XX日

関東信越厚生局長 殿

開設者の住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒 330-00XX さいたま市浦和区口△1-1-1
名 称 医療法人社団 〇〇会
(フリガナ) カントウ シロウ
(職) 氏 名 理事長 関東 次郎
電 話 048 (XXX 局) XXXX 番

法人の場合は代表者印



1 保険医・保険薬剤師の氏名等

氏名	登録記号番号	担当診療科	勤務形態
関東 次郎	玉医XXXX	内科 外科 小児科	常勤・非常勤
関東 一郎	東医XXXX	内科	常勤・非常勤
			常勤・非常勤

注1 病院・診療所にあつては、管理者を除く保険医の氏名等を記載すること。また、薬局にあつては、管理薬剤師を除く保険薬剤師の氏名等を記載すること。なお、氏名は戸籍簿に記載されている漢字を必ず用いること。

注2 担当診療科が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載すること。また、科目名の間を一文字空けて記載すること。

注3 勤務形態欄は、常勤又は非常勤のいずれかに○をつけること。

注4 欄が足りない場合は、上記の記載事項を記入したもの（様式はA4縦）を別紙として本様式に添えて提出すること。

保険医・保険薬剤師ではない
勤務医・勤務薬剤師がいる場合
に記入してください

2 1に掲げる者以外の医師、歯科医師及び薬剤師のそれぞれの数

医師	歯科医師	薬剤師
人	人	人
(うち常勤 人・非常勤 人)	(うち常勤 人・非常勤 人)	(うち常勤 人・非常勤 人)

3 看護師、准看護師及び看護補助者のそれぞれの数

看護師	准看護師	看護補助者
人	人	人

注 病院又は療養病床を有する診療所のみ記載すること。

4 診療時間（開局時間）

月～水、金 9:00～13:00 15:00～19:00
土 9:00～13:00 祝日休診

注 保険医療機関（保険薬局）の指定後に予定している診療時間（開局時間）について、通常週（年末年始、祭日がない一週間）の状況が分かるように記載すること。

5 遡及申請の有無及び区分（有の場合は、下記の該当する番号に○をつけること。）

- (1) 保険医療機関等の開設者が変更となった場合で、前開設者の変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合
- (2) 保険医療機関等の開設者が個人から法人組織に、又は法人組織から個人に変更となった場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合
- (3) 保険医療機関が病院から診療所に、又は診療所から病院に組織変更となった場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合
- (4) 保険医療機関等が至近の距離（原則として2km以内）に移転し同日付で新旧医療機関等を開設・廃止した場合で、患者が引き続いて診療を受けている場合

6 指定希望日の有無 無 ・ 有 平成 年 月 日

- (1) 指定日の希望がある場合には、「有」を○で囲み希望月日を記載すること。ただし、指定申請書を提出した翌月の1日以降（当月の指定申請締切日以降に提出する場合は翌々月1日以降）とすること。
- (2) 指定日の希望がない場合には「無」を○で囲み、指定申請書を提出した翌月の1日（当月の指定申請締切日以降に提出する場合は翌々月の1日）に指定されます。

○ 記入上の注意

1. ③の欄には、病院又は診療所に限り、標榜する診療科名を記入すること。
2. ⑤の欄に有に○と囲まれた場合は、該当する法律名を記載すること。また、「内容欄」には非該当となる年月日を記入すること。

【指定欠格事由】 健康保険法第65条第3項第1号、第3号から第5号

- ア. 病院、診療所、薬局が保険医療機関・保険薬局の指定を取り消され、5年を経過しないものであるとき。
 - イ. 病院、診療所、薬局の開設者・管理者(管理薬剤師)が、健康保険法、船員保険法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、薬事法、薬剤師法、地方公務員等共済組合法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ウ. 病院、診療所、薬局の開設者・管理者(管理薬剤師)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - エ. 病院、診療所、薬局の開設者・管理者(管理薬剤師)が、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
3. ⑥の欄は、病院、有床診療所に限り記載すること。有に○と囲んだ場合は、医療法第30条の11の規定による勧告年月日を記載すること。

【医療法第30条の11の規定による勧告】

医療機関開設者に対し、病院の病床数の増加等を勧告することができる。

※の欄には、記入しないこと